

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和8年5月21日（木） 号外第34号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県行政手続条例第15条第4項の知事が定める方法（305）（県民課）・・・2
- ◇ 教委告示 鳥取県行政手続条例第15条第4項の教育委員会が定める方法（3）（教育総務課）・・・2
- ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（23）（給与課）・・・3

告 示

鳥取県告示第305号

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）第15条第4項（条例第22条第3項及び第30条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、条例第15条第4項の知事が定める方法を次のように定め、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条例第15条第4項の知事が定める方法は、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）第15条第4項（条例第22条第3項及び第30条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、条例第15条第4項の教育委員会が定める方法を次のように定め、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月21日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

条例第15条第4項の教育委員会が定める方法は、教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（教育委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月21日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久美子

鳥取県人事委員会規則第23号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 三朝町</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;"><u>事務局長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～25 略</p> <p>備考 略</p>	機関	職	略		教育委員会事務局	<u>事務局長</u>	略		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 三朝町</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;"><u>課長 参事</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～25 略</p> <p>備考 略</p>	機関	職	略		教育委員会事務局	<u>課長 参事</u>	略	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	<u>事務局長</u>																
略																	
機関	職																
略																	
教育委員会事務局	<u>課長 参事</u>																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。